

組合員各位

出資金脱退手続きに関するお知らせ

平素より農協事業につきまして、格段のご協力を戴きお礼申し上げます。

さて、この度定款に則して、出資金の脱退手続きを以下内容のとおり変更致しますので、組合員皆さまのご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

なお、詳しい内容は最寄りの支店へお問い合わせください。

記

1. 脱退時の出資金払戻し時期について

令和3年4月1日より、当然脱退または任意脱退のいずれも脱退手続きをされた事業年度末の決算承認がなされた総代会後に払戻しを行うこととなります。

脱退手続承認時期	出資金払戻し時期
令和5年4月1日～令和6年3月31日 ※任意脱退は令和6年1月31日まで	令和6年6月総代会後
令和6年4月1日～令和7年3月31日 ※任意脱退は令和7年1月30日まで	令和7年6月総代会後
令和7年4月1日～令和8年3月31日 ※任意脱退は令和8年1月30日まで	令和8年6月総代会後

以上

令和5年4月1日

福岡京築農業協同組合